

第1問 (20点)

解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	売掛金	432,000	売上 仮受消費税	400,000 32,000
2	仮払法人税等	900,000	現金	900,000
3	当座預金	100,000	前受金 仮受金	40,000 60,000
4	売掛金	140,000	償却債権取立益	140,000
5	従業員立替金	50,000	当座預金	50,000

仕訳1つにつき各4点、  
合計20点

解説

1 商品の売上げ、消費税の処理

商品を売り上げたときに受け取った消費税額は、**仮受消費税**〔負債〕で処理します。

仮受消費税：400,000円×8%＝32,000円

2 法人税等の中間納付

法人税等（法人税、住民税、事業税）を中間申告・納付したときは、**仮払法人税等**〔資産〕で処理します。

仮払法人税等：500,000円＋150,000円＋250,000円＝900,000円

なお、決算において当期の法人税等が確定したときは、**法人税、住民税及び事業税**を計上し、中間納付時に計上していた**仮払法人税等**〔資産〕と相殺します。そして、**法人税、住民税及び事業税と仮払法人税等**との差額は**未払法人税等**〔負債〕で処理します。

確定申告時： (法人税、住民税及び事業税) × × (仮払法人税等) 900,000  
(未払法人税等) × ×

### 3 手付金の処理、仮受金の処理

商品の注文を受けたさいの手付金40,000円については、**前受金** [負債] で処理します。また、内容不明の入金については、その内容が明らかになるまで**仮受金** [負債] で処理しておきます。

### 4 償却債権取立益の処理

前期に貸倒れとして処理した売掛金を回収したときは、**償却債権取立益** [収益] で処理しますが、誤った処理がされているため、これを訂正します。訂正にあたっては、「① 誤った仕訳の逆仕訳」と「② 正しい仕訳」が必要になりますが、指示により①と②の仕訳の当座預金は相殺します。

(1) 誤った仕訳

(当座預金)	140,000	(売掛金)	140,000
--------	---------	-------	---------

(2) 誤った仕訳の逆仕訳

(売掛金)	140,000	(当座預金)	140,000
-------	---------	--------	---------

+

(3) 正しい仕訳

<del>(当座預金)</del>	<del>140,000</del>	(償却債権取立益)	140,000
-------------------	--------------------	-----------	---------



(4) 訂正仕訳：(2)+(3)

(売掛金)	140,000	(償却債権取立益)	140,000
-------	---------	-----------	---------

### 5 立替金の処理

従業員負担の生命保険料を会社が立替払いしたときは、**立替金** [資産] で処理します。なお、本間では指定勘定科目に「従業員立替金」があるので、勘定科目は**従業員立替金** [資産] を用います。